

議案第29号

鳥栖地区小中学校PTA連合会及び鳥栖市教育委員会における連携・協力に関する協定について

上記の議案を提出する

令和4年12月14日

鳥栖市教育委員会  
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖地区小中学校PTA連合会及び鳥栖市教育委員会における連携・協力に関する協定を結びたいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第1号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖地区小中学校PTA連合会及び鳥栖市教育委員会における連携・協力に関する協定書（案）

鳥栖地区小中学校PTA連合会（以下「甲」という。）と鳥栖市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥栖市の教育上の諸課題に対し、甲及び乙が包括的に連携・協力することで、児童・生徒の健全育成や家庭・地域・学校の連携の推進等を図り、もって鳥栖市の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙が連携・協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 鳥栖市の教育施策に関する事項
- (2) その他甲及び乙が必要と認める事項

（連携・協力会議）

第3条 前条の連携・協力事項を円滑に推進するため、連携・協力会議を設置する。

2 連携・協力会議の構成、運営及び第2条の内容に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から効力を発するものとし、甲及び乙のいずれから改廃の申入れがない限り、存続するものとする。

（補則）

第5条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結の証に協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 鳥栖市弥生が丘4丁目329番地  
鳥栖地区小中学校PTA連合会

(乙) 鳥栖市宿町1118番地  
鳥栖市教育委員会

会長

教育長

※本書は各代表者の自署による。